

# 原子力防災に係る主な動き

	H11年度	H12年度	H15年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
主な事故等	◆JCO臨界事故 (H11.9)			◆柏崎刈羽原発変圧器火災 (H19.7)			◆福島原子力発電所事故 (H23.3)		
原子力関係法令の動き	★原子力災害対策特別措置法制定(H11.12)	★防災基本計画(原子力災害対策編)全面修正(H12.5)			★原子炉等規制法及び電気事業法に基づく省令基準等の一部改正(自衛消防組織の義務付け等)		★福島原子力発電所事故(H23.3)		★原子力規制委員会設置法制定、原子炉等規制法、原子力災害対策特別措置法等の改正(H24.6)
消防マニユアル等の作成状況	*従前、「原子力災害避難誘導等のための手引き」(昭和56年1月)、「放射施設等の消防活動のための手引き」(昭和57年2月)、「放射性物質輸送時消防活動対策マニユアル」(昭和63年3月)を作成	■「原子力施設における消防活動対策ハンドブック」作成(H16.3)	■「原子力施設等における消防活動対策マニユアル」地震対策編一作成(H20.3)	■「原子力施設等における消防訓練のあり方について」作成(H21.3)	■「原子力施設等における現場指揮本部の設置・運営マニユアル」作成(H21.12)	■「スタートリ119」(放射性物質災害対応教材)の作成(H23.3)	■「原子力施設等における消防活動対策マニユアル」等の見直し		

## 原子力規制委員会設置法案の概要

### 一 目的

原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさどるとともに、委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。

### 二 概要

#### 1 関係組織の一元化及び機能強化

- 環境省の外局として、原子力規制委員会を設置（いわゆる「3条委員会」）
  - ・原子力安全委員会及び原子力安全・保安院の事務のほか、文科省及び国交省の所掌する原子力規制事務を一元化
- 原子力規制事務の一元化による規制の強化
- ・原子力規制委員会の組織及び原子力規制官の職務等について、原子力規制法に定めるルールを適用
- （独）原子力安全基盤機構（JNES）を可能な限り速やかに廃止することを明記
- 平時のオフサイト対策のうち関係機関の調整等を行う組織として、内閣に原子力防災会議を設置（※技術的・科学的判断を要するものは原子力規制委員会が行う）

解像度が悪いため、PDFから印刷

#### 2 原子力安全のための規制や制度の見直し

##### ①原子炉等規制法の改正

- 重大事故対策の強化、最新の技術的知見を施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限 等
- ※改正後の規定については、施行の状況を勘案して速やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講じられることとされている。

##### ②原子力災害対策特別措置法の改正

- 原子力災害予防対策の充実
- 原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化
- 原子力規制委員会が専ら技術的・専門的な知見に基づき原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項を、原子力災害対策本部長の指示対象から除外
- 原子力緊急事態解除後の事後対策の強化
- 原子力災害対策指針の法定化

### 三 施行期日

- 原子力規制委員会の発足は、公布の日から3月内で政令で定める日（「施行日」）
- 原子炉等規制法の改正は、施行日に加え、平成25年4月1日、施行日から10月内で政令で定める日及び施行日から1年3月内で政令で定める日と段階的に施行

# 事 故 事 例

## 放射性同位元素等取扱施設事故

工場1階のヒーター及びモーターの電気系統接続部付近から出火し、ナイロン糸、電気ケーブル被覆等を焼損して延焼拡大したもの。工場内には、放射性同位元素(コバルト60)を用いたタンクのγ線式レベル計が11個設置されており、発災した建物には、3階に6個、4階に3個設置されていたが、火災による損傷等は認められなかった。

この火災により、有毒ガスの発生が懸念されたことから、付近の住民に対し避難勧告が発令(3,698世帯、9,407名)された。

### <被害状況>

- ・ 鉄筋コンクリート・鉄骨スレート造5階建て、延べ約5万4千平方メートルの本工場北部分約1万784平方メートルを焼損。
- ・ 人的被害なし。
- ・ 放射性物質の漏洩なし。
- ・ 自衛消防組織が、所有の放射線測定器により、鎮圧まで継続して放射線量率の測定活動に従事。

### <消防隊の活動状況>

- ・ 消防車両45台、消防職・団員約345人が消火作業にあたり、覚知から21時間08分後に鎮火。

### <課題等>

- ・ この火災を踏まえ、消防庁では、事業者との円滑な連携、消防機関と市町村関係部局との情報の共有化などについて通知した(平成14年6月7日付、消防特第71号)。

## 放射性物質輸送車両事故

国道を走行中の放射性物質(L型輸送物:液体の試薬、1ミリリットル以下のビン2本(リン32、硫黄35))を積んだ軽バン型車が車両後方左側側面に衝突され横転したもの。

### <被害状況>

- ・ ビンの破損及び放射性物質の漏れ無し。
- ・ 車両からのオイル漏洩あり。
- ・ 運転手1名が負傷。



事故車両及び運搬物  
(坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部提供)

### <消防隊の活動状況>

- ・ 事故の通報時には、けが人のみの情報しかなく、救急隊1隊のみ出動。
- ・ その後、現場の警察官からのオイル漏れの通報があり消防隊1隊が警戒出動。
- ・ 救急隊が傷病者を搬送後、消防隊が放射性輸送物を確認。連絡先であった搬送先へ電話し、線量にあっては微量で人体に影響無いことを確認。
- ・ その後、日本アイソトープ協会職員が現場到着し、線量を測定、漏れ等が無いことを確認し、輸送物を持って引き上げた。

### <課題等>

- ・ 現場到着の救急隊(最先着隊)へ放射性物質を積載していることなどの迅速な情報提供が必要。

H23 白書より  
福島消防活動の写し